

令和6年12月27日

経営事項審査申請における決算関係書類に伴う申告書等の  
控えへの收受日付印の押なつ廃止に伴う対応について

三重県 県土整備部 建設業課

国税庁では、e-Tax の利用拡大が見込まれることやDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えへの收受日付印の押なつを行わないこととなりました。

【令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて：国税庁】

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>

これに伴い、経営事項審査の確認書類のうち、税務署の收受日付印を求めている書類の取り扱いについては、以下の通りとします。

### 1. 改正の適用年月日

**令和7年1月1日**から適用します。

### 2. 現状、税務署の收受日付印を求めている資料

【経審】

決算関係書類（審査基準日以前2年又は3年の間に終了した事業年度に係る分）

（法人）法人税確定申告書の控え及び添付書類（決算報告書、別表等）

（個人）確定申告書、青色申告決算書及びその添付資料

確定申告書、収支内訳書 年間完成工事高の確認できる書類

（共通）消費税確定申告書

### 3. 改正の概要

法人税、所得税及び消費税の確定申告書について、收受日付印の確認を行うのは令和6年12月以前の申告分とし、令和7年1月以降の申告分については收受日付印の確認を行いません。

なお、電子申告の場合は令和7年1月以降の申告分についても、税務署の受信通知を必ず確認しますので、従来通り申告データ及び受信通知を出力したものを併せて提出してください。